

建設業法に基づく建設機械施工管理技士となるための国家試験

令和8年度 建設機械施工管理技術検定試験

1級【第二次検定】受検の手引 (再受検者)

受検資格の区分	受検資格の概要
再受検者 ^{※注1)}	1級第一次検定の合格者であって、令和7年度までの1級第二次検定を受検し不合格となった者。

注1) 再受検者は、次表の(i)～(iv)のいずれかの方が該当します。

	再受検者の該当者	当時の受検番号
(i)	令和3～5年度の「1級第二次検定のみ」を受検し、不合格となった者（欠席者を含む）	12*****
(ii)	令和3～5年度の「1級第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定を合格した者	13*0*****
(iii)	令和3～5年度の「1級第一次検定のみ」を一般受検者または再受検者として受検し、合格した者（2級合格者の資格で受検した方は対象外です。）	11*0*****
(iv)	令和6年度以降の「1級第二次検定」を受検し、不合格となった者（欠席者を含む）	12*****

受付期間	【インターネット申請】 令和8年2月16日(月)～3月13日(金)
------	--

試験日	第二次検定(筆記)：令和8年6月21日(日) 第二次検定(実技)：令和8年8月下旬～9月中旬
-----	---

【注意】

- 注2) この手引を最後までよく読み、記載の内容に同意をしたうえで受検の申請をしてください。受検の申請をした場合、この手引の内容にすべて同意したものとみなします。
- 注3) インターネット申請後は、氏名および住所に係る変更以外の記載内容は変更できません。
- 注4) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込み手続きの代行等を行っている者がありますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口での手引販売について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っておりません。
- 注5) 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる場合があります。手引の販売後に変更となる場合は、当協会ホームページでお知らせします。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般
社団法人 日本建設機械施工協会

1級建設機械施工管理技術検定について

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する試験機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であるかを確認するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付されます。また、第一次検定合格者は「1級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

◎ 1級建設機械施工管理技士補(第一次検定の合格者)

(1) 技士補の称号と1級第二次検定の受検資格

* 1級建設機械施工管理第一次検定に合格した方は、「1級建設機械施工管理技士補」の称号を付与され、1級建設機械施工管理第二次検定の受検資格として必要な実務経験の要件を満たすことで、令和9年度以降の1級建設機械施工管理第二次検定を受検することができます。

(2) 2級第二次検定の受検資格

* 令和6年度の制度改正により、1級建設機械施工管理第一次検定の合格者は、2級第二次検定についても所定の実務経験の要件を満たすことでき受検することができます。当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」の2級第二次検定の受検の手引をご覧ください。

(3) 監理技術者補佐の資格

* 当該第一次検定の合格者のうち、2級建設機械施工管理第二次検定に合格するなどの主任技術者の資格を有する方は、建設工事における監理技術者の専任の義務を解くための「監理技術者補佐」に就くことができます。

ただし、監理技術者補佐に就くことのできる工事は、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。

◎ 1級建設機械施工管理技士(第二次検定の合格者)

* 1級建設機械施工管理第二次検定に合格した方は、「1級建設機械施工管理技士」の称号を付与され、建設業の許可に必要な有資格者になることができるほか、建設工事の施工現場における監理技術者および主任技術者としての資格が与えられます。ただし、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。

* 上記のほか、労働安全衛生法に定める特定自主検査および運転技能講習等について、その資格取得や免除等を受けることができます。詳細は、「[11. 合格者の処遇](#)」をご覧ください。

1級技術検定受検資格の概要

1級第一次検定受検資格

受 検 資 格
受検年度の年度末において満19才以上となる者。

1級第二次検定受検資格(令和10年度までは新旧いずれの受検資格でも受検できます。)

新受検資格(令和6年度以降)	旧受検資格(令和10年度までの受検資格)
1級第一次検定の合格者であって、1級第一次検定合格後または <u>2級技術検定</u> ^{※1} 合格後の実務経験が所定の年数を満たす者。ただし、実務経験は、 <u>当該種目の業種</u> ^{※2} に係る工事における建設機械施工の施工の管理に関するものに限る。	1級第一次検定の合格者であって、学歴または保有資格に応じた実務経験年数を満たす者。ただし、実務経験は、建設機械施工に関するものに限る。

※1 : 2級建設機械施工管理第二次検定または2級建設機械施工技術検定をいう。

※2 : 当該種別の業種 : 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業をいう。

* 1級第一次検定の受検資格は、受検年令を満たせばどなたでも受検可能となりました。

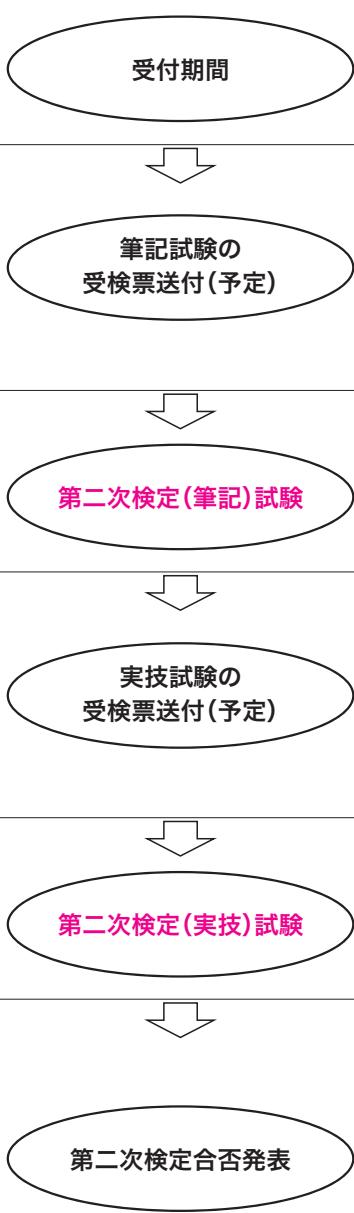
* 1級第二次検定の新受検資格となる実務経験は、1級第一次検定合格後または2級第二次検定合格後の建設機械施工における「施工の管理」に関するものに限られます。

* なお、経過措置により、令和10年度までは旧受検資格（令和5年度従前の受検資格）での受検もできます。旧受検資格は、最終学歴の学校を卒業後の建設機械施工に関する実務経験となります。

目 次

1. 資格取得までの流れと主な日程	1
2. 試験日程、試験地等	2
2.1 試験の日時	2
2.2 第二次検定(筆記)の試験地、時間割	2
2.3 第二次検定(実技)の試験地(予定)	2
2.4 試験地についての注意事項	2
3. 受検の申込み	3
3.1 受検者の区分	3
3.2 受検資格の確認(再受検者)	3
3.3 受付期間、申込方法	4
3.4 受検手数料(非課税)	4
3.5 申込みの事前準備と注意事項	4
3.6 受検票の送付(予定)	5
4. 試験方法および内容	6
4.1 試験方法	6
4.2 第二次検定(筆記)	6
4.3 第二次検定(実技)	6
5. 身体の不自由がある方の受検について	7
6. 申込み内容の変更、取り消し手続き	8
6.1 郵便物送付先住所の変更	8
6.2 氏名、本籍の変更	8
6.3 受検地の変更	8
6.4 受検の取り消し	8
7. 受検時の注意事項	9
7.1 第二次検定(筆記)	9
7.2 第二次検定(実技)	10
8. 不正行為の禁止および措置	11
8.1 試験中の不正行為	11
8.2 その他の不正行為	11
9. 合格発表、合否通知	12
10. 合格証明書の交付申請手続き	12
11. 合格者の処遇	13
11.1 建設業法に基づく資格	13
11.2 その他の資格等	13
12. 個人情報の取扱	14
13. よくある質問	15
(巻末)各種様式	
* 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】	19
* 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】	20
(参考) 1級第二次検定の受検資格および実技試験免除に係る技術検定の合格年月日	21

1. 資格取得までの流れと主な日程

	<p>【インターネット申請】 令和8年2月16日(月)～3月13日(金)</p> <p>令和8年5月29日(金)【発送予定】 6月5日(金)午前中までに届かない場合は、当協会試験部へ連絡してください。【手引5頁】 ※受検地変更や受検の取り消しを希望する場合は、手引8頁を参照のうえ、令和8年6月5日(金)17時30分までに申し出てください。</p> <p>令和8年6月21日(日)</p> <p>令和8年7月15日(水)【発送予定】 7月22日(水)午前中までに届かない場合は、当協会試験部へ連絡してください。【手引5頁】 ※受検地変更や受検の取り消しを希望する場合は、手引8頁を参照のうえ、令和8年7月24日(金)17時30分までに申し出てください。</p> <p>令和8年8月下旬～9月中旬 上記受検票で指定する日時で受検してください。</p> <p>令和8年11月18日(水)【予定】 協会ホームページで合格者の受検番号を掲示するとともに、合否通知を発送する予定です。【手引12頁】 ※合格者へは、合格通知とともに第二次検定合格証明書の交付申請書を同封します。交付を希望する場合は、国土交通大臣あてに交付申請してください。</p>
--	--

※第二次検定は、「筆記試験」と「実技試験」があり、両方とも合格基準に達した場合、第二次検定が合格となります。

2. 試験日程、試験地等

2.1 試験の日時

検定区分	試験日時
第二次検定(筆記) ^(注1)	令和8年6月21日(日) (14時00分までに入室のこと。)
第二次検定(実技) ^(注2)	令和8年8月下旬～9月中旬

(注1) : 1級と2級の第二次検定(筆記)試験は同日の同じ時間帯で実施します。このため、1級と2級の第二次検定を同年度で受検することはできません。

(注2)：第二次検定(実技)の試験日時は、令和8年7月15日(水)に発送予定の受検票および実施案内に、受検者個々の試験日時を記載しております。受検者による試験日時の変更はできません。

2.2 第二次検定(筆記)の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)^(注3~7)(下記試験地は、近郊都市を含む。)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 札幌市	(宮城県) 仙台市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 寝屋川市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那霸市

(2) 時間割

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第二次検定(筆記)	14時00分	14時00分～14時15分	14時15分～16時15分

2.3 第二次検定(実技)の試験地(予定) (注3~7)

次表において「○」印があるものが、検定科目の実技試験を行う試験地です。選択する2つの種別が1つの試験地にない場合は、種別ごとに希望する試験地を選択してください。

試験地 試験科目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		千歳市 (北海道)	仙台市 (宮城县)	下都賀郡 (栃木県)	秩父市 (埼玉県)	小松市 (石川県)	富士市 (静岡県)	刈谷市 (愛知県)	明石市 (兵庫県)	小野市 (兵庫県)	広島市 (広島県)	高松市 (香川県)	糟屋郡 (福岡県)	国頭郡 (沖縄県)
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3種	モーター・グレーダー 操作施工法		○			○	○				○	○	○	
第4種	締め固め 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
第5種	舗装用 建設機械操作施工法						○	○						
第6種	基礎工事用 建設機械操作施工法						○		○					

2.4 試験地についての注意事項

(注3) : 試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。確定した受検地は、受検票の発送日前に当協会ホームページによりお知らせします。

(注4) : 試験地は、原則として受検の申込み時の受検希望地で調整しますが、第二次検定(実技)の試験地については、会場の都合により希望する試験地とならない場合があります。

(注5) 第二次検定(実技)の試験地が複数箇所となる方は、それぞれ異なる日時での受検となります。

(注6) 第二次検定（実技）は、受検地と日時が指定されます。必ず本人あての通知書で確認をしてください。同じ会社等に所属する場合も、受検者ごとに会場や日時が異なる場合があります。

(注7) : 受検者による受検地の変更はできません。ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合があります。詳細は「6.3 受検地の変更」をご覧ください。

3. 受検の申込み

3.1 受検者の区分

受検者は、次の(1)または(2)に示す一般受検者と再受検者に区分されます。

*一般受検者は、書面での受検申込みとなりますので、「1級【第二次検定】受検の手引」をご購入して、受検を申し込みでください。

*再受検者は、原則として、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」から「インターネット申請」にアクセスして申込みをしてください。

*再受検者については、インターネット申請の困難な方に限り、本手引に同封の各用紙による書面での受検申込みを受け付けます。

(1) 一般受検者

一般受検者は、1級第一次検定に合格した者であって、次表の(a)または(b)のいずれかの方が該当となります。

	一般受検者の該当者	当時の受検番号
(a)	令和3～5年度の「1級第一次検定のみ」を2級合格要件で受検し合格した者で、今回初めて1級第二次検定を受検する者	11*1*****
(b)	令和6年度以降の「1級第一次検定」を受検し合格した者で、今回初めて1級第二次検定を受検する者	11*****

(2) 再受検者

再受検者は、1級第一次検定に合格した者であって、次表の(i)～(iv)のいずれかの方が該当します。

	再受検者の該当者	当時の受検番号
(i)	令和3～5年度の「1級第二次検定のみ」を受検し、不合格となった者（欠席者を含む）	12*****
(ii)	令和3～5年度の「1級第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定を合格した者	13*0*****
(iii)	令和3～5年度の「1級第一次検定のみ」を一般受検者または再受検者として受検し、合格した者（2級合格者の資格で受検した方は対象外です。）	11*0*****
(iv)	令和6年度以降の「1級第二次検定」を受検し、不合格となった者（欠席者を含む）	12*****

◎再受検者のインターネット申請

インターネット申請	当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」 https://jcmanet-shiken.jp/
-----------	---

※インターネット申請は、受検手数料の払込方法などが書面による方法と異なります。詳細は、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。受検申込みの受付期間、受検手数料、受検票の送付について、3.3項、3.4項、3.6項をご覧ください。

3.2 受検資格の確認(再受検者)

*1級第一次検定の合格者であって、前年度までに1級第二次検定を受検し不合格者となった方が対象です。

3.3 受付期間、申込方法

受付期間	令和8年2月16日(月)～3月13日(金)
申込方法	インターネット申請 ^(注1)

(注1)：日本建設機械施工協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」から申込みをしてください。

3.4 受検手数料(非課税)

*第二次検定の受検手数料は、第二次検定(実技)で受検する種別数に応じて変わります。

*本受検手数料は、消費税法の基本通達により非課税となっています。インボイス対応の取引ではありません。

検定区分等		受検手数料	払込期限
第二次検定 ^(注2)	実技試験(2種別受検)	57,300円	令和8年3月13日(金) ^(注3)
	// (1種別免除・1種別受検)	44,500円	
	// (2種別免除)	31,700円	

(注2)：2級第二次検定(令和2年度までの2級建設機械施工技術検定を含む)の合格者は、その合格種別について、1級第二次検定(実技)試験の免除を受けることができます。

(注3)：支払いはクレジット決済もしくはコンビニエンスストア決済を選択できます。

※コンビニエンスストア決済の払込期限は、令和8年3月13日(金)23:00までです。

※払込期限までに受検手数料の払込みがない場合は、申込みが無効となりますのでご注意ください。

・クレジットカード決済は、以下のクレジットカード会社が使用できます。

VISA / Master / JCB / American Express / Diners Club

・コンビニエンスストア決済は以下のコンビニエンスストアが利用できます。

セブン-イレブン/ローソン/ファミリーマート/セイコーマート/ミニストップ

デイリーヤマザキ

※期限を過ぎて払込みをした場合は、受検の申込みを受付しません。払込みされた受検手数料は、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、申請時の郵便物送付先の住所とします。

3.5 申込みの事前準備と注意事項

(1) 申込みの事前準備

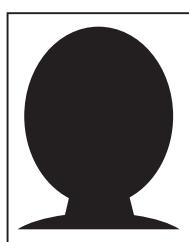
①前回の第二次検定の受検年度と受検番号

※過去の受検年度と受検番号が不明の場合は、当協会へ事前に連絡し確認してください。

②証明写真データ(JPEG形式)

試験当日、本人確認を行いますので鮮明な写真を提出してください。この写真は、技術検定の合格者に対して国土交通大臣が交付する合格証明書に転写される写真になります。

なお、証明写真の不備がある場合は、登録のメールアドレスに不備内容を通知しますので、指摘事項を解消した適切な写真データを準備し、申請システムから再提出してください。また、提出の写真と受検時のご本人とに乖離があると受検できない場合がありますので注意してください。



写真の規格等

- ・パスポート申請用サイズで、縦531px×横413pxのものとする。
- ・申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、フチなしのものとする。
- ・無背景のもの（白または淡い色のものに限る。）。
- ・無帽で正面を向き、概ね肩から上を撮影したものとする。

(注) 以下の写真は使用できません。

- ・画像にブレやピントのボケがあるもの
- ・背景色が白または淡い色以外のもの、衣服と同じ背景色のもの
- ・背景に壁、窓、カーテン、風景等が写り込んでいるもの
- ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
- ・メガネのレンズに照明等が反射し目もとが確認できないもの
- ・サングラスや色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
- ・写真の人物の頭頂部から顎までの長さが2/3未満のもの

③メールアドレス

※携帯メールアドレスでは、「テストメール」が受信できない場合があります。

④クレジットカード

※受検手数料の支払にクレジット決済を選択される方のみ。

コンビニエンスストア決済の場合は不要です。

⑤住民票コード記載の住民票(コピー可)

※氏名を変更された方。

※外国籍で通称名がある方。

※マイナンバー(12桁)ではありません。

※本人確認情報の不備となった方は、住民票の原本を、当協会試験部まで簡易書留により郵送してください。

(2) 申込み内容の変更、受検の取り消し手続き

*インターネット申請後、郵便物の送付先住所等に変更が生じた場合や、受検の取り消しを行う場合は「[6. 申込み内容の変更、取り消し手続き](#)」により、変更または取り消し手続きを行ってください。

*受検地の変更は、原則として認めません。転勤等により居住地が変わる場合に変更が認められる場合があります。詳細は、[6.3項](#)をご覧ください。

3.6 受検票の送付(予定)

*受検票の送付は次表を予定しています。備考欄の記載の日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せをしてください。なお、郵便事故等による不備については、当協会は責任を負いません。

*試験会場は、受検票に記載しています。また、受検票発送予定日の2週間前頃を目安に、当協会ホームページでお知らせします。

*第二次検定(実技)については、試験会場とともに試験の日時(午前・午後の別)をお知らせします。試験の日時については、受検者の都合による変更は一切認められません。

検定区分	受検票発送予定日	備考(配達されない場合の問合せ)
第二次検定(筆記)	令和8年5月29日(金)	令和8年6月5日(金)午前中までに届かない場合
第二次検定(実技)	令和8年7月15日(水)	令和8年7月22日(水)午前中までに届かない場合

4. 試験方法および内容

第二次検定は、令和3年度以降の第一次検定の合格者であって、第二次検定の受検資格要件を満たす者を対象に、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により行います。

4.1 試験方法

検定区分	試験方法	備考(試験日)
第二次検定(筆記)	記述解答方式	令和8年6月21日(日)
第二次検定(実技)	実機による操作施工	令和8年8月下旬～9月中旬

※第二次検定(筆記)の採点は、第二次検定(実技)の実施時期に合わせて行います。

4.2 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、記述解答方式で行います。

検定科目	検定基準
建設機械施工法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者として、建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
施工管理法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定、施工等を適確に実施することができる応用能力を有すること。
建設機械組合せ施工法	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。

4.3 第二次検定(実技)

第二次検定(実技)は、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験により行います。

実技試験は、建設機械により次表のように6つの検定科目(種別)に区分されており、このうち2つの検定科目を選択し受検する必要があります。

再受検者における実技試験は、原則として前回受検した種別としますが、他の種別に変えることができます。ただし、前回免除を受けた種別以外の種別を新たに免除申請することはできません。

実技試験について、新たに免除申請する場合は、新規受検者として書類による受検申請を行ってください。

検定科目(種別)		検定基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

第5種	舗装用 建設機械操作施工法	1. 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用 建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

実技試験で使用を予定する建設機械

検定科目(種別)		使用建設機械	規格
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45m ³ 級*
第3種	モーター・グレーダー 操作施工法	モータ・グレーダ	3.1m級
第4種	締め固め 建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗装用 建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用 建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

*操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

5. 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込み時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注1)
- ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。(注2)
- ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④ 注意事項等についての文字による説明。
- ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注1)	第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可となります。それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。
(注2)	第二次検定(筆記)試験会場においては、試験会場に駐車場がない場合があります。その場合は、会場近くの駐車場を受検者により確保してください。

6. 申込み内容の変更、取り消し手続き

6.1 郵便物送付先住所の変更

受検の申込み後に郵便物送付先住所に変更を生じた場合は、19頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。

FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(注) FAXでの送信ができない方は、上記の書類を簡易書留により送付してください。この場合も、簡易書留により送付したことを当協会試験部に電話してください。なお、書簡の配達状況については、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。

6.2 氏名、本籍の変更

受検の申込み後に、婚姻等により氏名や本籍に変更を生じた場合は、19頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ提出してください。なお、氏名が変更の場合は、事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類（原本）を同封し、**当協会試験部あてに簡易書留で送付**してください。

6.3 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由であつて、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、必ず**事前に当協会試験部まで電話**し、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。なお、**FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話**し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書簡の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により変更期限を過ぎた場合は、受検地の変更ができない場合があります。

(1) 提出書類

- ①郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届（19頁の書式をコピーし記入してください。）
- ②変更理由を証明するもの（住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等）^(注)
- ③受検票の写し（発送日前、発送後で未着の方は不要です。）

(注) 短期（概ね3ヶ月未満）の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しのほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 提出期限

受検地の変更期限（下記の期限を過ぎての変更はできません。）		
第二次検定（筆記）	令和8年6月5日（金）	17時30分※必着
第二次検定（実技）	令和8年7月24日（金）	17時30分※必着

6.4 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、必ず**事前に当協会試験部まで電話**をし、20頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。**FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話**し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書簡の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により取り消し期限を過ぎた場合は、受検の取り消しはできません。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返還いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返還はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の合否通知はいたしません。

受検の取り消し期限（下記の期限を過ぎての取り消しはできません。）		
第二次検定（筆記）	令和8年6月5日（金）	17時30分※必着
第二次検定（実技）	令和8年7月24日（金）	17時30分※必着

7. 受検時の注意事項

7.1 第二次検定(筆記)

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場は、必ず受検者自身の受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。勤務先が同じ受検者でも試験会場が異なる場合があります。
会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。
試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム(※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

※1	その他の筆記具(ボールペン等)は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。
※2	通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマートフォン等)は使用できません。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、次の(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、13時45分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、14時00分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。
なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります。)。
- ④ 第二次検定(筆記)は、試験開始から60分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ **試験会場は、原則として禁煙です。** 喫煙場所の指定がある場合を除き、会場周辺での路上喫煙を含め喫煙は行わないでください。試験監督者等が喫煙行為を認めた場合は、その受検者を失格とする場合があります。
また、喫煙行為の証拠として、受検者の行為を撮影する場合があります。本手引の表紙「注2)」のとおり、受検者は当該事項に同意し受検するものとみなします。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞄等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、許可された場合を除き、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験中は、試験監督者が受検者の目もとを確認できないようなサングラスおよび濃い色のメガネの着用は禁止します。メガネが必要な方は、透明若しくは薄い色のレンズのものを準備してください。
- ⑨ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑩ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「**8. 不正行為の禁止および措置**」の措置を行います。
- ⑪ 試験問題は、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします(掲載期間は1年を予定しています。)。
- ⑫ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

(4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

自然災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。ホームページは、状況の変化に応じて適宜情報を更新いたします。

政府および自治体機関から自然災害等に関する情報が発せられた場合は、ホームページの最新情報を適宜確認するようにお願いいたします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

(5) 自然災害等の不可抗力による試験の中止について

① 全部の試験会場で中止の場合

同一年度内に再試験が可能な場合に限り再試験を行います。再試験を行わない場合は、受検手数料を返還いたします。

② 一部の試験会場で中止の場合

中止による再試験は行いません。該当者へは、受検手数料を返還いたします。

※ 損害の免責について

当協会は、上記による試験の中止を行った場合、受検手数料の返還を除き、試験の中止により受検者に生じる一切の損害について補償の責を負いません。

7.2 第二次検定(実技)

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

試験日時と試験会場について、第二次検定(実技)の実施案内により確認してください。集合日時と試験会場は、受検者ごとに指定しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合でも、日時や試験会場が異なる場合があります。

会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、次の③②により再発行の手続きをしてください。
②第二次検定(実技)実施案内	紛失された方は、事前に当協会試験部まで連絡してください。(※1)
③ヘルメット、作業服、安全靴	実技試験にふさわしい服装としてください。(※2)
④写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

※1	受検者本人による電話連絡とします。紛失の旨を告げ、試験日時と試験会場について確認してください。FAX受信が可能な方へは、実施案内の写しをFAXで送信します。
※2	ヘルメットを着用しない方は受検できません。作業服は長袖のものが望ましいですが、半袖でもかまいません。安全靴はスニーカータイプのものでもかまいませんが、つま先が保護された適切なものとしてください。実技試験の実施にあたり安全上適切でない服装の方は、受検できない場合があります。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、③②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、第二次検定(実技)の実施案内で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。試験日や集合時刻等は、受検者あての実施案内で確認してください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、試験当日の受付で受検票の再発行の手続きをしてください。受検票の再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 試験会場の受付で当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合のため、受付で第二次検定(実技)の実施案内の提示を求める場合がありますので、実施案内は必ず持参してください。
- ④ その他の試験に関する注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(4) 試験の中止または試験の延期(緊急時の措置)

原則として雨天でも試験を実施します。ただし、大規模災害等の発生または災害発生が予想され試験を中止若しくは延期する場合は、当協会ホームページでお知らせします。詳細は、前項の(4)および(5)をご覧ください。

公共交通機関の遅延や突発事故等での道路渋滞により遅刻する場合は、試験会場または当協会試験部へ電話連絡をしてください。試験会場で試験の順番の入れ替え等の対応が可能な場合は、受検できる場合がありますので、確認してください。

8. 不正行為の禁止および措置

8.1 試験中の不正行為

(1) 不正行為

次の行為は禁止されています。次の行為を行った場合、退室および退場を命じ、失格とします。

- (ア) 受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
- (イ) 試験に関する内容が記載されたメモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (ウ) 他の受検者の答案をのぞき見ること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (エ) 他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けを行うこと。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (オ) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

(2) 不正行為への措置

上記(1)の禁止行為を行った場合、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・建設業法に基づく、最長3年間の受検禁止の処分
- ・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

8.2 その他の不正行為

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に係した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営事項審査」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、本受検の手引を参考に必要事項を適切に記入のうえ、受検者および実務経験証明書の証明者による確認を適切に行ってください。

また、試験会場では、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

※試験会場およびその周辺における喫煙等の迷惑行為について

近年、受検者による路上喫煙等の行為により、試験会場周辺の方々から苦情が寄せられ、試験会場の施設管理者から会場貸出を断られる事案が発生しております。そのため、受検者による迷惑行為は、今後受検しようとする方々への試験妨害の行為にもなると考え、会場および会場周辺で迷惑行為を行った受検者については、不正行為に対する措置と同等の措置を行う場合がありますので注意してください。

9. 合格発表、合否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

①第二次検定の合格発表	令和8年11月18日(水)
②合格者番号の掲示場所	一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ※)

※<https://jcmanet-shiken.jp/>

(2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送する予定です。合格発表日から1週間経過しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

合否の区分	通知内容(合否通知は封書またはハガキにより送付します。)
合格者	①第二次検定合格通知書 ②第二次検定合格証明書交付申請書(※1)
不合格者	ハガキにより結果を通知します。(欠席者には通知しません。)

※1 次項の「10. 合格証明書の交付申請手続き」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載してあります。

(3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

(4) 不合格者の再受検について

1級第二次検定の不合格者は、令和9年度以降に行われる1級第二次検定について、合格するまで再受検者として受検することができます。再受検者として受検するためには、令和3年度以降の第二次検定の受検票または、不合格通知書の写しが必要です。不合格通知書は大切に保管してください。

令和9年度に再受検する場合も、インターネット申請となるため、当協会ホームページから「インターネット申請」にアクセスして申込みをしてください。

10. 合格証明書の交付申請手続き

1級建設機械施工管理技士として建設工事に従事する場合は、第二次検定の合格証明書の交付を受ける必要があります。合格通知書と一枚綴りの第二次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)により、同封の手続き案内に従い国土交通大臣あてに提出してください。

(1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、交付申請ごとに収入印紙(2,200円分)が必要です。

(2) 提出書類

合格通知書に同封の交付申請書を、受検者に関する事項に間違いがないか確認のうえ提出してください。受検申込み時から氏名、本籍を変更している場合は、交付申請書を訂正するとともに、変更事項が確認できる戸籍抄本等を同封してください。

(3) 提出先

交付申請書に記載の国土交通省が指定する「合格証明書交付申請書の送付先」へ、簡易書留で送付してください。
(注) 交付申請書の提出先は、当協会ではありません。当協会へ提出された場合は、原則として送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。当協会より転送を希望される場合は、別途事務手数料が必要となります。

11. 合格者の処遇

第二次検定の合格者は(合格証明書の交付を受けた者に限る。)、「1級建設機械施工管理技士(以下、「施工管理技士」という。)」の称号が付与され、以下の資格等を得られます。

11.1 建設業法に基づく資格

建設業法における「土木工事業」「とび・土工工事業」「舗装工事業」の業種で、次の①～⑤に示す有資格者になることができます。

- ① 建設業の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第7条関係)
- ② 特定建設業(土木工事業にあっては指定建設業)の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第15条関係)
- ③ 建設工事の施工に必要な、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ④ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定額以上の請負代金での下請契約を締結して施工する場合に置くことが必要な、監理技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ⑤ 公共性のある工作物等に関する一定金額以上の重要な建設工事で、工事現場ごとに置くことが必要な、専任の主任技術者または監理技術者になることができます。(建設業法第26条関係)

11.2 その他の資格等

労働安全衛生法における次の資格または処遇を受けることができます。

(1) 特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)

労働安全衛生法で定める特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格(事業者を除く。)または必要な研修の一部免除を受けることができます。特定自主検査の対象となる建設機械等との関係は、次表のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿およびステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の資格等との関係

事業内検査の資格種類 検定区分等	車両系建設機械				高所作業車	不整地運搬車	フォークリフト
	整地・運搬・積込み・掘削及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
1級建設機械施工管理技士	○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械施工管理技士	第1種	○	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	○	△

凡例 (○: 有資格者、△: 検査者として必要な研修の一部を免除)

(2) 運転技能講習等の免除

労働安全衛生法の定めにより、就業にあたり必要となる技能講習等について、建設機械施工管理技士は講習等の一部または全部の免除を受けることができます。検定区分等と免除される運転技能講習等の関係は、次表のとおりです。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める運転技能講習等との関係

技能講習等 検定区分等		技能講習							特別教育 ローラ	
		車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等		
		整地・運搬・ 積込み・掘削用	基礎 工事用	解体用						
1級建設機械 施工管理技士 (実技試験の 選択科目別)	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
	第3種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	

凡例 (○ : 必要な講習・教育の全部を免除、 △ : 必要な講習科目の一部免除・時間短縮、 × : 免除なし)

(注1)	上表は、労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育からの抜粋です。建設機械施工管理技士の資格で従事できる業務の詳細については、最寄りの労働局または労働基準監督署に確認してください。
(注2)	地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、第二次検定(実技)の第5種で使用するアスファルト・フィニッシャの運転は、労働安全衛生法において就業制限を受ける業務の対象外となっています。
(注3)	法令の改正にともない適用が変わることもありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へご確認ください。

12. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会および国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部(国土交通省および当該技術検定に係る業務の受託者を除く。)に対して一切公表または提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があつても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別および写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報およびそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求める個人情報(住民票に記載されたマイナンバーなど)については、当協会が管理するデータの対象外とします。

13. よくある質問

1級第二次検定【インターネット申請に関する質問】

Q インターネット上で利用できる推奨WEBブラウザは？

A 推奨ブラウザは以下のとおりです。

- ・Google Chrome(Windows/Android)
- ・Safari(iOS)

※ブラウザによっては正常に動作しない可能性がございます。

Q 画面が正常に動作しないのですが？

A このホームページは、JavaScript、クッキー(Cookie)を使用していますので、ブラウザのJavaScript機能、Cookie機能をONにして使用してください。

Q セキュリティはどうなっていますか？

A デジタルIDのSSL暗号化技術により、個人情報やクレジットカード情報など全てを暗号化しています。

Q メールアドレスはフリーメールのアドレスも使用できますか？

A フリーメールのアドレスも使用できます。

ただし、メールサービスの設定により、迷惑メールフォルダ等へ振り分けられる場合がございます。
受信できない場合は、受信設定をご確認ください。

Q 同時に複数人のインターネット申請はできますか？

A 複数人の同時申請はできません。

Q インターネット申請に制約時間はありますか？

A 各画面で30分以内に入力が完了できなかった場合、セッションタイムアウトが発生し、最初からの入力が必要となります。

1級第二次検定【新しい検定制度についての質問】

Q 令和3年度～5年度の1級第一次検定の合格者ですが、第二次検定の受検資格はどうなりますか？

A 令和3年度～令和5年度の1級第一次検定の合格者は、令和6年度以降の1級第一次検定の合格者と同様に、令和10年度までは新受検資格と旧受検資格のどちらでも受検できます。なお、令和11年度以降は新受検資格での受検に限られます。ただし、令和10年度までに第二次検定を受検した者は、令和11年度以降も再受検者として第二次検定を受検できます。

Q 令和6年度以降に第一次検定から受検する場合、新受検資格を満たすまで第二次検定を受検できないのですか？

A 経過措置により、令和10年度までは旧受検資格でも第二次検定を受検できます。旧受検資格は、最終学歴となる学校を卒業後の実務経験年数を資格要件としており、第一次検定の合格前に十分な実務経験を有していれば、第一次検定合格の翌年度以降に受検することができます。また、令和10年度までに第二次検定を受検した者は、令和11年度以降も再受検者として第二次検定を受検できます。

Q 旧受検資格で受検し不合格となった場合、令和11年度以降は新受検資格で第二次検定の受検申込みをしないとダメなのですか？

A 令和3年度以降の第一次検定に合格後、令和10年度までに旧受検資格により第二次検定を受検し不合格となった方は、再受検者として令和11年度以降の第二次検定を受検することが出来ます。

Q 制度改正により試験問題が変わるのでですか？

A 1級第二次検定（筆記）については、令和6年度から出題形式等が変わりました。令和6年度の試験問題は、当協会のホームページに掲載しています。

Q これまでの技術検定の合格者と処遇の違いはありますか？

A 合格者の処遇はこれまでと変わりありません。1級第二次検定の合格者の処遇については受検の手引の「11. 合格者の処遇」をご覧ください。

1級第二次検定【受検申込みについての質問】

Q 第一次検定と第二次検定を同年度に受検することはできないですか？

A 令和5年度までは受検者の便宜を図るため、第一次検定の合格を前提とした第二次検定の受検申請の受付を行っていましたが、第二次検定は1級第一次検定合格者を対象とした試験のため、第一次検定と第二次検定（筆記）試験を同日に行う建設機械施工管理技術検定では、第一次検定と第二次検定の同年度での受検申請の受付は取り止めこととなりました。

Q 提出する住民票や写真は古いものでも大丈夫ですか？

A 住民票は申請時から6ヶ月以内に交付を受けたもの、写真は申請時から6ヶ月以内に撮影したものをお提出してください。

Q 申込み後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 受検の手引の「6. 申込み内容の変更、取り消し手続き」をご覧いただき、「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」の様式に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。

Q 受検地を変更したいのですが、どうすればよいですか？

A 原則として受検地の変更はできません。ただし、転勤、転職、婚姻等で居住地が変わる等のやむを得ない理由の場合であって、希望先の受検地で受け入れが可能な場合に限り受検地を変更できる場合があります。受検地変更については、事前に当協会試験部あてに電話で確認してください。

1級第二次検定【試験および合否発表等についての質問】

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 第二次検定（筆記）試験の受検票は令和8年5月29日（金）、第二次検定（実技）試験の受検票は令和8年7月15日（水）を予定しています。

第二次検定（筆記）試験は令和8年6月5日（金）、第二次検定（実技）試験は令和8年7月22日（水）の午前中までに受検票が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せを行ってください。

Q 試験会場はいつ分かるのですか？

- A** 第二次検定(筆記)試験会場は受検票に記載します。また、受検票発送予定日2週間前頃を目安に、当協会ホームページ「建設機械施工管理技術検定」で、お知らせします。
第二次検定(実技)試験は受検票に同封する「実施案内」で試験会場(住所も記載)とともに試験の日時(午前・午後の別)をお知らせします。

Q 試験問題の公表はどうしていますか、当日に試験問題の持ち帰りはできますか？

- A** 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。1級第二次検定(筆記)の正答は公表しません。
当日の試験問題の持ち帰りは、その試験の終了時刻まで受検していた方に限り認められています。途中退室者については、不正防止の観点から持ち帰りは認められていません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

- A** 当協会は試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

- A** 内容については、一切お答えできません。前回試験の第二次検定(筆記)試験問題は当協会ホームページで試験日の翌日から1年間掲載しておりますのでご覧ください。

Q 第二次検定(実技)試験はどのような試験ですか？

- A** 受検者が申込時に選択した種別の建設機械を実際に操作していただく試験です。試験での操作内容等の説明については当日の試験会場で行います。
試験で使用する建設機械は、受検の手引の「4.3 第二次検定(実技)」をご覧ください。また具体的な機種については第二次検定(実技)試験の受検票に同封の「実施案内」に記載しております。

Q 第二次検定の合格基準はどのようなものですか？

- A** 第二次検定は、第二次検定(筆記)試験と第二次検定(実技)試験のそれぞれに合格基準があり、両者の合格基準を満たすことで合格となります。
国土交通省から事前に公表された合格基準は下記のとおりです。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合があります。その場合は国土交通省から合格基準の変更について公表されます。
・第二次検定(筆記)：得点が満点の60%以上
・第二次検定(実技)：1科目(実技試験の建設機械の種別)ごとに、得点が満点の60%以上

Q 合格発表日が受検の手引では「予定」となっていますが、正式な発表日はいつ決まりますか？

- A** 採点作業等の遅れが生じる場合も想定されるため、現時点の合格発表日は予定の日程としています。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第二次検定に合格すると建設機械の運転ができるのですか？

- A** 合格した操作施工法の科目(実技試験に使用する建設機械)により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。
免除を受けられる技能講習については、受検の手引の「11.2(2)運転技能講習等の免除」をご覧ください。
技能講習の免除の詳細は最寄りの労働局または労働基準監督署へお問合せください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

- A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等にお問合せください。第二次検定の合格者の資格および免除を受けられる研修については、受検の手引の「11.2(1)特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)」をご覧ください。

【その他の質問】

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

- A 下記に、電話でお問合せください。(お問合せの際は、おかげ間違いのないようお願ひいたします。)問合せは、受検の手引の記載についての不明な点、または受検の申請に際し受検の手引に記載のない事項についてのものに限ります。受検の手引を読まないまでの質問は堅くお断りいたします。
- ・当協会試験部 03-3433-1575(受付時間：平日の9:30～12:00、13:00～17:30) なお、土・日曜日および祝日は休業日です。

令和8年 月 日

令和8年度 1級建設機械施工管理技術検定（第二次検定）
郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

第二次検定（筆記）の受検希望地（申込時）

受検番号（注1）						

フリガナ			生年月日			
氏名 (申込時)	(氏)	(名)	昭和 平成	年	月	日

（注1）：受検票に記載（筆記試験は令和8年5月29日、実技試験は令和8年7月15日発送予定）。未着等で不明の場合は、記入不要です。

※以下の変更事項の該当番号に「○」をつけて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更（郵便物届け先としている現住所の変更は、届け出不要です。）

フリガナ			
住所 (注2)	(〒 一 一)		
電話番号	(TEL 一 一) ※ 変更がある場合に記載		

（注2）：郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）

フリガナ			上記申込時の氏名から左記氏名に変更
氏名 (変更後)	(氏)	(名)	

③本籍の変更

旧本籍（都道府県名）	→	新本籍（都道府県名）

※同一の都道府県内の変更は届け出不要です。

④受検希望地の変更

第二次検定（筆記）		第二次検定（実技）	
（当初）	（変更）	（当初）	（変更）
（変更理由）			

⑤その他の変更

問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部（TEL 03-3433-1575）
FAX送信先（注3）	03-3433-0401（一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて）
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（上記試験部あて）

（注3）：FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

令和8年 月 日

令和8年度 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届（第二次検定）

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

検定試験	1級建設機械施工管理 [第二次検定]
※1 受検地または受検番号	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
※2 送付先住所	〒

※1 受検票送付前の方は「第二次検定（筆記）試験の受検地」を、受検票が送付された方は「受検番号」を記入してください。

※2 送付先が所属会社の場合は、会社名まで記入してください。

署名

※署名は受検者が自筆で、正確に楷書で記入してください。

問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 (TEL 03-3433-1575)
FAX送信先(注)	03-3433-0401 (一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注) : FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

○日付は送付日とし、必ず記入してください。

○郵送の場合は、簡易書留で送付してください。

○所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を、上記の送付先住所へ現金書留により返還します。

(参考) 1級第二次検定の受検資格および実技試験免除に係る技術検定の合格年月日

1級第一次検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
令和3年度	令和3年8月4日
令和4年度	令和4年8月2日
令和5年度	令和5年7月31日
令和6年度	令和6年7月29日
令和7年度	令和7年7月28日

2級第二次検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
令和3年度	令和3年11月18日*
令和4年度	令和4年11月16日
令和5年度	令和5年11月16日
令和6年度	令和6年11月18日
令和7年度	令和7年11月18日

*令和2年度の学科試験・実地試験を受検した学科試験合格者で、実地試験が令和3年度に延期となった者を含む。

2級技術検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
平成元年度	平成元年12月20日
平成2年度	平成2年12月19日
平成3年度	平成3年12月10日
平成4年度	平成4年12月2日
平成5年度	平成5年12月16日
平成6年度	平成6年12月22日
平成7年度	平成7年12月14日
平成8年度	平成8年12月16日
平成9年度	平成9年12月16日
平成10年度	平成10年12月8日
平成11年度	平成11年12月7日
平成12年度	平成12年12月8日
平成13年度	平成13年12月7日
平成14年度	平成14年12月6日
平成15年度	平成15年12月9日
平成16年度	平成16年12月10日

検定年度	合格年月日
平成17年度	平成17年12月9日
平成18年度	平成18年12月15日
平成19年度	平成19年12月13日
平成20年度	平成20年12月12日
平成21年度	平成21年12月14日
平成22年度	平成22年12月17日
平成23年度	平成23年12月16日
平成24年度	平成24年12月3日
平成25年度	平成25年12月6日
平成26年度	平成26年11月28日
平成27年度	平成27年11月27日
平成28年度	平成28年11月18日
平成29年度	平成29年11月17日
平成30年度	平成30年11月21日
令和元年度	令和元年11月21日
令和2年度	令和2年12月17日*

*学科試験免除者として実地試験を受検し合格した者の合格年月日です。令和2年度の学科試験・実地試験の学科試験を合格し、実地試験が令和3年度に延期となった者については、令和3年度の第二次検定の合格年月日となります。